

一揆と打ちこわし

[図表P. 193]

☆江戸時代の百姓一揆は18世紀に入ったころから激増する。

【江戸前期】10 ^{だいひょうおつそ}代表越訴 型一揆が主流

～名主層が単身直訴^{じきそ}を行い、自らを犠牲にして要求を達成 [P. 222②]



【中期以降】11 ^{そうびやくしやう}惣百姓 一揆型

～村役人層の指導のもと全村民により行われる一揆 [P. 222③]

※12 ^{からかさ}傘 (車) ^{れんぱんじやう}連判状 …一致団結の意志を表すための連判状。

〈13 ^{むらかたそうどう}村方騒動 …一般の百姓が村役人らの豪農層の不正を領主に訴え、是正を求める運動。〉



【江戸後期】14 ^{よなお}世直し 一揆型

～地主や特権商人への打ちこわしをともなった激しい攻撃性が特徴。幕末に発生。

〈15 ^{こくそく(に)も}国訴 …在郷商人らの指導のもと、時には1000をこえる村々の農民が特権商人らの流通独占に反対して起こす合法的な訴訟。19世紀から盛ん^{いん}に行われた。〉

卸売市場の発達

[P. 212L. 2～]

〈大坂〉

- ◇16 ^{どうじま}堂島の米市場
- ◇17 ^{ざこば}雑喉場の魚市場
- ◇18 ^{てんま}天満の青物市場

〈江戸〉

- ◇19 ^{にほんばし}日本橋の魚市場
- ◇20 ^{かんだ}神田の青物市場

◇ 江戸時代は江戸幕府が全国の行政・司法をつかさどっていた、というイメージを皆さん持っていませんでしたか？私は持っていました。実際は幕府が税を集め、幕府が法令を適用し、幕府が施策を行うのは「幕領」だけでした。各藩（大名領）は、各大名が個別に税を徴収し、個別に法令を定め、個別に施策を行っていたのです。なので公事方御定書も幕領だけに適用される法典だったのですが、各藩は幕府にゆかりの人物を頼って御定書を手に入れ、幕府と同様の裁判を行っていたようです。各藩もできるだけ幕府と違うことはしたくなかったのでしょうか。

◇ 徳川吉宗は株仲間を物価安定の手段として公認します。「ちょっと待てよ!？」と思った人、いますか？株仲間とは営業権（株）を得た仲間のこと、限られた数の商人による独占組合のことです。「独占状態は一般に価格の上昇を招く」が公民の授業でも学ぶ一般常識です。字数がないので簡潔に書きますが、吉宗は無数の商人に物価統制を命ずるよりも、物価統制に従い、むやみな価格釣り上げを行わない、いうなれば優良企業に特権を与えて統制下に置くほうが有効と判断したと思われま。こののち政権を主導する田沼意次もまた株仲間を積極的に公認しますが、田沼の場合そのねらいは株仲間からの税収増にあったようです。

◇ プリントにあるように農民一揆は時期によってその形態に違いが見られます。江戸前期については、幕府の統制が効いていたためか、領主を超えて幕府に訴え出るということは一般の農民にとっては考えもつかないことであったようです。そうした一般農民の苦境を救うべく、村の有力者が自分の命を省みずに村を代表して訴え出るのが「代表越訴型一揆」です。訴えた代表者は処刑されてしまうのですが、その後村には何らかの配慮がされることも多かったので、亡くなった代表者は村を救った義民として語り継がれたようです。中期以降に農民が力をつけてくると、代表者だけでなく村中の農民が訴えに出る「惣百姓一揆」が頻発するようになります。大規模な一揆にはなりますが、一方ではリーダーのもと、比較的秩序の保たれたものも多かったようです。これもリーダー格の人物は死罪になることもありましたが（なのでリーダーがわからないように傘連判状（車連判状）をつくったか）。幕末には破壊活動を伴う「世直し一揆」が発生します。「代表越訴型一揆」や「惣百姓一揆」は支配者に善政を行ってもらおう期待を持っていますが、世直しは支配者への期待が薄れ、力づくでの変革を求めているところが大きな違いでしょうか。